

しが生物多様性取組認証基準

(目的)

第1条 この認証基準は、しが生物多様性取組認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）
第4条第2項の規定に基づき、しが生物多様性取組認証制度の認証基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認証基準)

第2条 しが生物多様性取組認証の1つ星、2つ星、3つ星の区分ごとの認証基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1つ星は、様式1チェックシートで、基本項目①のチェック項目数が2項目以上かつ基本項目②のチェック項目数が3項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を1つ以上含むこと）であること。
 - (2) 2つ星は、様式1チェックシートで、基本項目①のチェック項目数が4項目以上かつ基本項目②のチェック項目数が6項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を3つ以上含むこと）であること。
 - (3) 3つ星は、様式1チェックシートで、基本項目①のチェック項目数が5項目以上かつ大項目②のチェック項目数が9項目以上（うち大項目が「生物多様性」の項目を4つ以上含むこと）であること。
- 2 様式1チェックシートの加点項目に取り組んでいる場合、そのチェック項目数に応じて「1つ星（+項目数）」、「2つ星（+項目数）」、「3つ星（+項目数）」として示す。

第3条 第2条の審査基準に関する審査は、必要に応じて、別途定めるしが生物多様性取組認証審査会設置要綱に基づき実施する。

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付則

この基準は、平成30年7月20日から施行する。

付則

この改正は、令和3年10月4日から施行する。

付則

この改正は、令和7年10月16日から施行する。